

「せかいむすび」の商標・ロゴ利用について

一般社団法人 東の食の会

「せかいむすび」は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを機に、国内各地のホストタウン自治体が、ゲスト国の食材と当地の米・食材を使ったおむすびのレシピを考案し、ゲスト国の方々と共に握り、共にいただくことで、おむすびという日本の食文化を代表する食を世界に発信することを目的とするムーブメントです。

このムーブメントに多くの自治体にご参加いただき、「せかいむすび」の商標・ロゴを利用いただくにあたってのルールを設定しました。

「せかいむすび」の趣旨にご賛同いただき、積極的にこのムーブメントにご参加いただけること期待しています。

【「せかいむすび」の商標・ロゴを利用したイベント等を開催する際のルール】

- # 1 おむすびという日本の食文化の海外への発信・伝達に資する取組であること。
- # 2 おむすびに、外国の食材や食文化を取り入れることで、日本と外国の食文化交流を図る取組であること。
- # 3 おむすびを通じて、日本と外国の友好関係の促進を図る取組であること。

(作成：2019年5月1日)

※「せかいむすび」の商標及びロゴの利用にあたっては、一般社団法人東の食の会「せかいむすび」事務局に利用許諾申請を行い、事前に許諾を得た上で、利用規程(別紙)に従ってご利用ください。

「せかいむすび」の商標・ロゴの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「せかいむすび」の商標・ロゴ(別記)を利用する際に必要な事項を定め、もって日本の食文化を世界へと発信し、日本の食産業の発展に寄与することを目的とする。

(利用者の遵守事項)

第2条 商標・ロゴの利用者は、利用にあたり以下を遵守しなければならない。

- (1) 商標・ロゴの利用が第1条に規定する目的にあることを理解し、その趣旨に賛同し、その目的に沿って利用すること。
- (2) 「せかいむすび」の名称・ロゴを掲げたイベント(以下、「イベント」という。)等が、おむすびという日本の食文化の海外への発信・伝達に資する取組であること。
- (3) イベントが、おむすびに外国の食材や食文化を取り入れることで、日本と外国の食文化交流を図る取組であること。
- (4) イベントが、おむすびを通じて、日本と外国の友好関係の促進を図る取組であること。
- (5) ロゴは別記のデザインと同一の態様でのみ使用するものとし、等倍率による拡大・縮小以外の変更はしないこと。
- (6) 「せかいむすび」事務局(以下、「事務局」という。)から要望がある場合、速やかに当該要望に従って商標・ロゴの使用態様を是正し、または、その使用を取り止めること。

(利用料)

第3条 商標・ロゴの利用料については、無償とする。

(利用の非独占性等)

第4条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して商標・ロゴを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について事務局が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第5条 事務局は、「せかいむすび」の商標・ロゴを利用したイベントや商品に起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、事務局に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、商標・ロゴの利用に際して故意又は過失により事務局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を事務局に賠償しなければならない。

(利用許諾の取消し)

第6条 事務局は、利用者が本規程に違反したとみなされる場合には、商標・ロゴの利用承諾を取消することができる。

A type



むせ
すか
びい

OMUSUBI
UNITES
THE WORLD

B type



せかい
むすび

OMUSUBI UNITES THE WORLD

C type



せかいむすび

OMUSUBI UNITES THE WORLD